

## 公 募

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家において、下記のことについて、  
公募を実施します。

### 記

#### 1. 公募に付する事項

国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等(自動販売機)の提供委託業務 一式

① 清涼飲料水等提供業務 一式

#### 2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当しない者であること。

(2) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 3. 仕様書の交付方法

本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家管理係にて交付する。

#### 4. 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法：提出期限までに、5部を下記の担当する組織宛に郵送又は持参すること。

(2) 提出期限：令和5年2月16日（木） 17時必着（郵送の場合も同様とする。）

(3) 提出先：国立大隅青少年自然の家管理係

#### 5. 選定方法

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。

#### 6. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

名 称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家管理係

所在地 郵便番号 〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

電話番号 0994-46-2222

#### 7. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和5年1月27日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立大隅青少年自然の家

所 長 吉 松 純 昭



# 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

① 清涼飲料水等提供業務 一式

## 1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

## 2. 自動販売機の設置場所及び月別利用者数

別紙のとおり

## 3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当しない者であること。
- (2) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 4. 企画提案書の提出方法等

### (1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家管理係

TEL 0994-46-2222

FAX 0994-46-2540

E-mail osumi-kanri@niye.go.jp

### (2) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部（本紙1部、写し4部）提出すること。
- ② 提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③ 郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④ 企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

### (3) 提出書類

- ① 企画提案書（様式任意）
- ② 企画提案による資料（カタログ等）

＜企画提案書に盛り込むべき内容＞

- ・ 仕様書（VI設置条件及びVII経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・ 「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。

- ・ 清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・ 利用者数に対する適正な設置台数及び設置箇所を記述すること。
- ・ 売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。
- ・ 1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・ その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・ 参考見積書（清涼飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和5年2月16日（木） 17時必着（郵送の場合も同様とする。）

提出先：上記(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

## 5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和5年2月24日（金）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

## 6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

## 7. スケジュール

- (1) 公募開始：令和5年1月27日（金）
- (2) 公募締切：令和5年2月16日（木）17時必着（郵送の場合も同様とする。）
- (3) 業者決定：令和5年2月24日（金）予定
- (4) 契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## 8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

(別紙)

【公募要領2関係】

(1) 自動販売機の設置場所

設置区分	設置場所
屋内	管理研修棟1階自動販売機コーナー

※機種区分

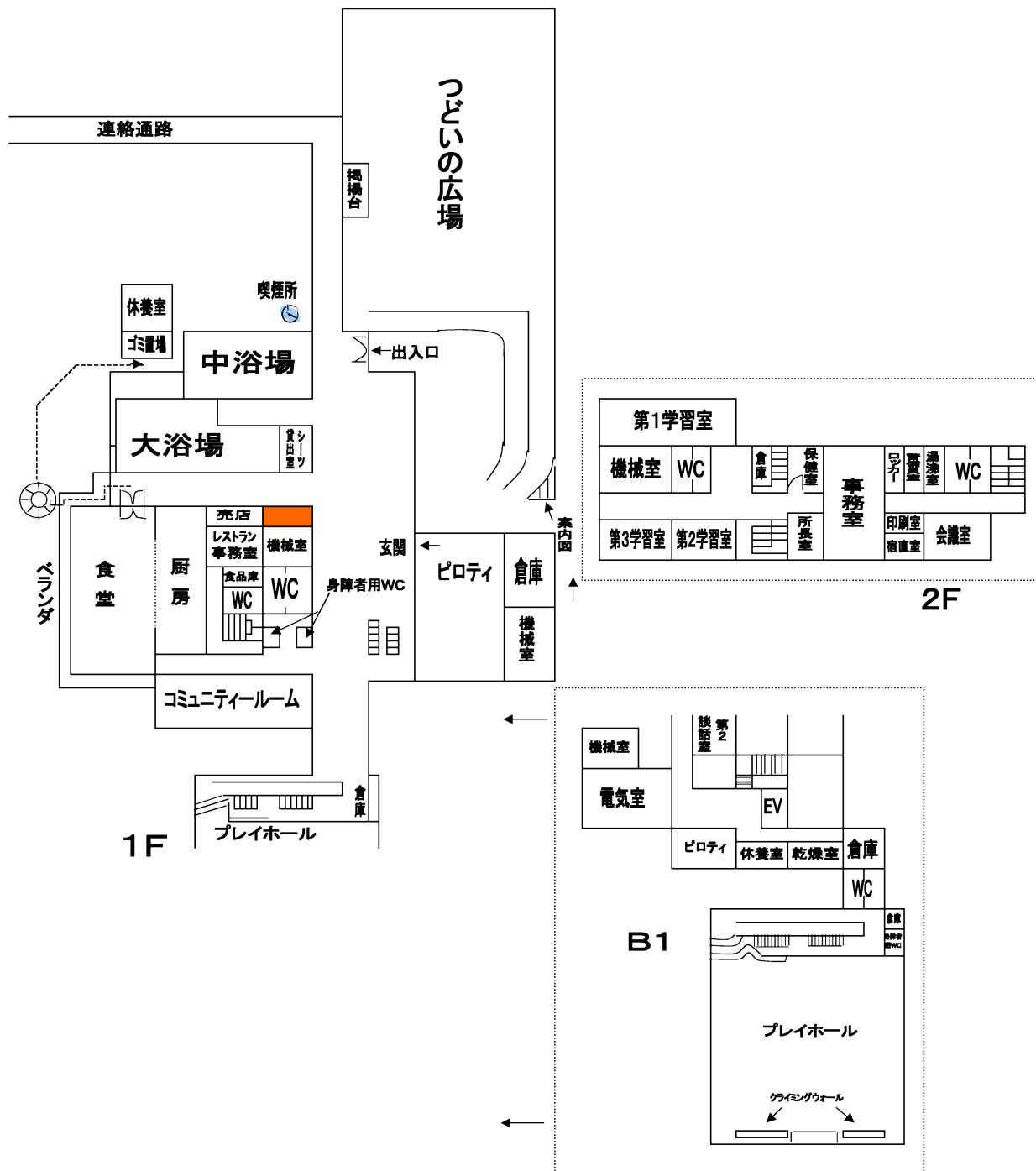
(ア)	缶&ペット機
(イ)	カップめん機
(ウ)	アイスクリーム機
(エ)	パン機

(2) 月別利用者数(令和3年度実績)

月	利用者数(延べ)
4月	800人
5月	4,600人
6月	2,700人
7月	3,300人
8月	2,200人
9月	300人
10月	2,300人
11月	2,400人
12月	1,200人
1月	800人
2月	1,200人
3月	1,400人
計	23,200人

国立大隅青少年自然の家自動販売機設置場所

 屋内自動販売機設置場所(管理研修棟1階自動販売機コーナー)



## 仕 様 書

### I 件 名

国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

- ① 清涼飲料水等提供業務 一式

### II 予定利用者数（年間）

23,200人（月別数の内訳は別紙のとおり）

### III 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙のとおり

### IV 履行場所

所在地：鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

施設名：独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家

### V 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### VI 設置条件

#### (1) 商品について

- ① 清涼飲料水等の選定については、当施設が青少年教育施設であることを鑑み、利用者のニーズに合わせた商品を選定するものとする。また、具体的な商品については発注者と受注者協議のうえ決めるものとする。
- ② 商品は定期的に補充を行い、欠品が生じないよう配慮するものとする。
- ③ 空き缶等は回収容器から溢れることないよう定期的に回収し、空き缶等の再資源化に努めるものとする。
- ④ 空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

#### (2) 自動販売機の保守対応

- ① 故障等の対応については、受注者が行うものとする。
- ② 自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③ 施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

#### (3) 自動販売機について

- ① 環境に配慮した自動販売機とする。
- ② 消費電力が小さいものとする。
- ③ 転倒防止等の措置を行うものとする。

④ 災害対応型自動販売機（災害などでライフラインが途絶えた際に、無料で飲料を提供するもの）を最低一台は設置するものとする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

① 清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を発注者が指定した口座に納めるものとする。

② 基本手数料については、提案自動販売機全台数の1ヶ月当たりの消費電力量に当施設が算定した電気料金単価（1kWh当たり26.09円）を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。

③ 販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(7) 売上報告

受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の10日までに発注者に報告するものとする。

(8) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

受注者は、以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

(9) その他

① 設置台数及び機種区分については、利用者数及び図面に基づき提案するものとする。

② その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

## VII 経費等の負担

(1) 発注者の経費負担は、原則、次のとおりとする（なお、受注者が経費負担を行なう旨の提案をした場合はこの限りでない。）。

① 設置に必要な電源設備。

② その他設置に必要となるもの。

(2) 受注者の経費負担は、次のとおりとする。

① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費

② その他受注者が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

## VIII その他

- ① 受注者は、契約の終了等により国立大隅青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。  
なお、契約期間中に受注者が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては発注者・受注者協議の上決定するものとする。
- ② 受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となつた場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- ③ この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者協議の上定めるものとする。

(別紙)

【「仕様書Ⅱ」関係】

(1) 月別利用者数（令和3年度実績）

月	利用者数（延べ）
4月	800人
5月	4,600人
6月	2,700人
7月	3,300人
8月	2,200人
9月	300人
10月	2,300人
11月	2,400人
12月	1,200人
1月	800人
2月	1,200人
3月	1,400人
計	23,200人

【「仕様書Ⅲ」関係】

(1) 自動販売機の設置場所、機種区分及び設置台数

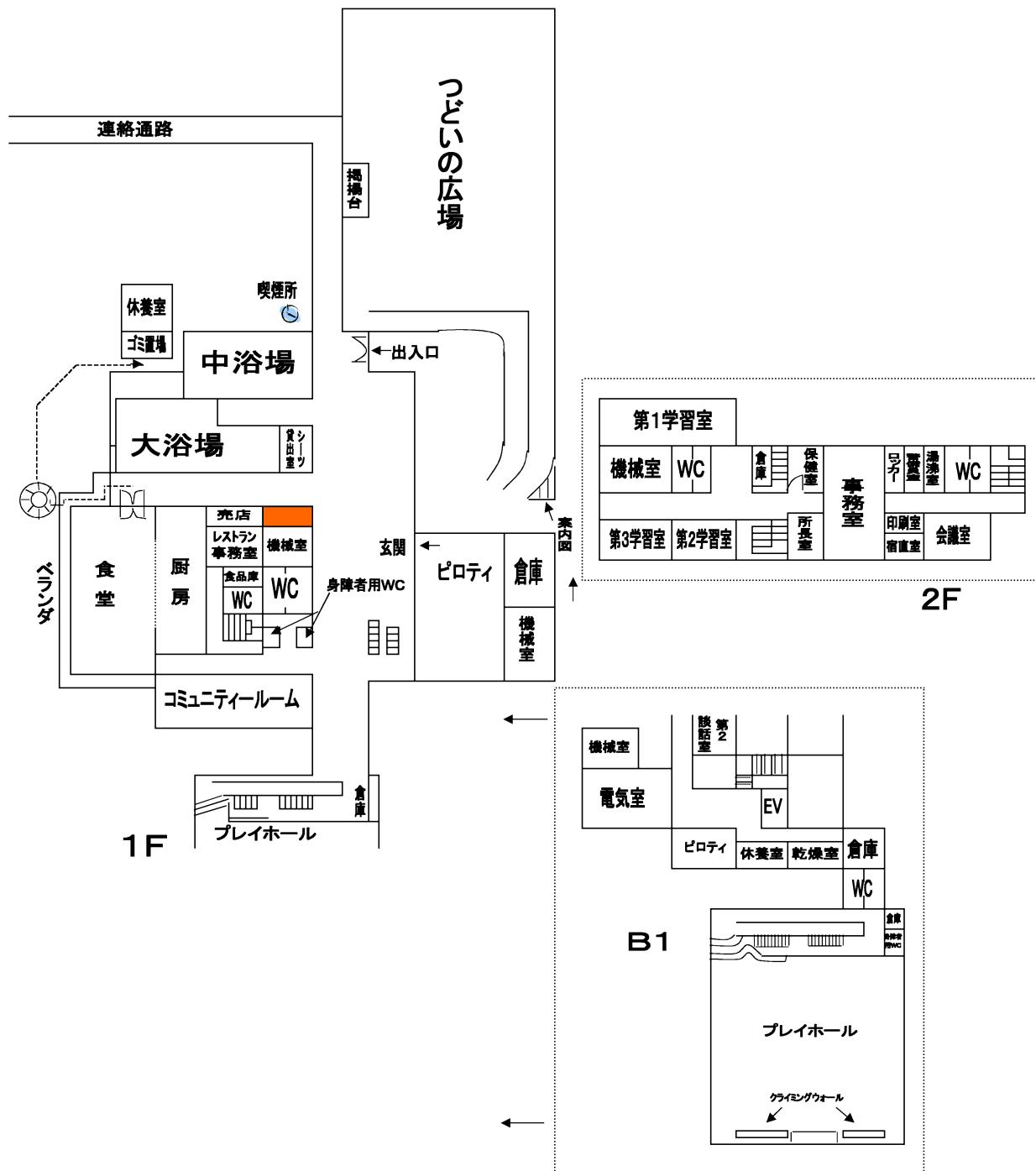
設置区分	設置場所	機種区分	設置台数
屋内	管理研修棟1階自動販売機コーナー	(ア) 缶&ペット機	4台

(2) 自動販売機設置場所図面

別紙のとおり

国立大隅青少年自然の家自動販売機設置場所

 屋内自動販売機設置場所(管理研修棟1階自動販売機コーナー)



## 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件名　　国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式  
金額　　別紙自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家 所長 吉松純昭（以下「発注者」という。）は、受注者（業者名、代表者名）（以下「受注者」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって清涼飲料水等の提供委託業務を結ぶものとする。

### （設置条項）

- 第1条 発注者は、発注者の管理する別紙の設置場所に受注者が自動販売機を設置し清涼飲料水等の販売を行う業務を委託するものとする。
- 2 自動販売機設置内訳は、発注者、受注者間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

### （自動販売機の管理）

- 第2条 受注者は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。
- 2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、発注者の申し出により速やかに対応するものとする。

### （協力内容）

- 第3条 鹿屋市及び垂水市にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、鹿屋市役所及び垂水市役所に災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、発注者は受注者に対し協力を要請できるものとする。
- 2 受注者は発注者に対し、発注者から要請を受けた時点における、自動販売機の機内在庫商品（以下、本商品という）に限り、無償提供するものとする。
- 3 受注者が本条に基づき本商品を提供するにあたり、発注者に対しフリーベンドキーを貸与する場合、発注者は預り証を発行すると共に、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、発注者がフリーベンドキーを紛失・破損した場合、受注者に対し実費を支払うものとする。
- 4 無料開放で使用した商品については、受注者が負担するものとする。

### （協力要請及び実施）

- 第4条 発注者は、本契約に基づき本商品の提供が必要な場合、受注者に対し口頭、電話等により協力要請を行うものとする。ただし、受注者に連絡が取れない場合においては、発注者の判断により本商品を無償提供できるものとする。この場合、発注者は、事後速やかに受注者に報告するものとする。
- 2 自動販売機の機内在庫状況及びライフルайнの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、発注者は承諾するものとする。
- 3 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、受注者の責に帰すことのできない事由によって無償提供ができなかった場合、受注者は一切責任を負わないものとする。

### （自動販売機の損壊等）

- 第5条 発注者は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを受注者に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障等のある場合は、受注者は速やかに修理等を行うものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約の解除)

第7条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。

- (イ) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (ロ) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
  - (ハ) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (二) 前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- (ホ) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 受注者は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、発注者と協議の上解除することができる。

3 前項により契約を解除する場合において、(ホ)が生じたときは、発注者は受注者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに受注者に通知し、解除できるものとする。また、(イ)から(二)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、受注者の解除については、1ヶ月前に通知し、発注者、受注者協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

(不動産貸付料)

第8条 自動販売機設置に伴う不動産貸付料は無償とする。

(売上金)

第9条 自動販売機設置による売上金は、受注者に帰属する。

(売上報告)

第10条 受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の10日までに発注者に報告するものとする。

(手数料の振込)

第11条 受注者は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部担当係あてに送付するものとする。

(手数料)

第12条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、発注者、受注者協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第13条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者、受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩  
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大隅青少年自然の家  
所 長 吉 松 純 昭

受注者 住 所

氏 名

(別紙)

自動販売機設置内訳

1. 基本手数料

1ヶ月当たり 円 (消費税及び地方消費税含む)

2. 自動販売機設置内訳

No.	機種区分	設置場所		販売手数料
1				
2				
3				
4				

3. 自動販売機設置場所

別紙図面のとおり